

⑦ 駐車場整備地区

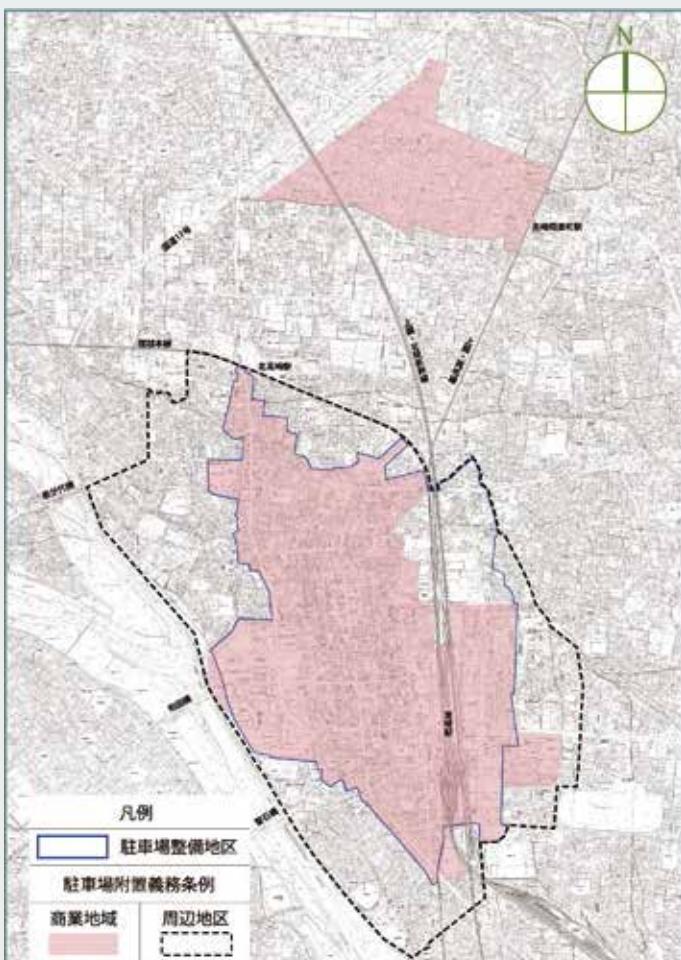
自動車の増加に伴い、駐車場の整備が重要な課題となり、昭和32年5月に駐車場法が制定されました。駐車場整備地区は、商業地域や近隣商業地域、又は、その周辺の地域について、自動車交通が著しくふくそうする地域で、道路の効用を保持し、円滑な道路交通を確保するために定められるものです。

本市では、昭和48年6月30日に一定規模以上の建築物に対して駐車場施設の設置を義務付ける「高崎市における建築物に附置する駐車施設に関する条例」(以下「駐車場附置義務条例」)を制定し、駐車場整備地区、商業地域及び周辺地区を対象として、附置義務駐車場の確保を図ってきました。

駐車場附置義務条例における届出対象建築物	
○駐車場整備地区・商業地域の場合	: (A) + (B × 1/3) $\geq 1,000\text{m}^2$
○周辺地区の場合	: (A) $\geq 3,000\text{m}^2$
(A)…特定用途(劇場、映画館、演劇場、観覧場、集会場、遊技場、店舗、飲食店、事務所、ホテル、病院、倉庫、工場等(駐車場法施行令第18条))に供する床面積	
(B)…非特定用途(特定用途以外の部分)に供する床面積	

区域図

高崎駅及び高崎問屋町駅周辺



群馬地域



新町地域



決定・変更状況

名称	面積	都市計画決定	備考
駐車場整備地区	172ha	昭和 61 年 3 月 31 日	当初決定
	258ha	平成 13 年 8 月 1 日	最終変更